

# 健康・福祉

このほかの記事は11面こうとうインフォメーションに掲載

## HPVワクチン(子宮頸がんワクチン)接種のご案内

ヒトパピローマウイルス(HPV)は、子宮頸がんの原因と言われ、女性だけでなく男性もHPVの感染による性感染症やがんのリスクがあります。感染を予防するため、女性は定期接種とし、男性の任意接種費用を助成しています。

### 【女性の方(小学6年生～高校1年生相当)】

4月下旬～5月上旬に新中学1年生へ通知を一斉発送します。23区指定医療機関で接種してください。新小学6年生で接種をご希望の方は申請してください。



▲女性定期接種(区HP)



▲申請はこちら(女性・男性共通)

### 【男性の方(小学6年生～高校1年生相当)】

ご希望の方は、事前に申請フォーム(左記2次元コード)から申請のうえ、区内指定医療機関で接種してください。



▲男性任意接種(区HP)



▲予診票の再発行はこちら

いずれも 接種時は、通知に同封の予診票を必ず持参してください。紛失、汚損の場合は再発行できますので、再発行の申込フォーム(右記2次元コード)から申請してください。

区保健所保健予防課ワクチン管理係 ☎03-3647-8638 📠03-3647-8647

## こどもの予防接種

接種の際は、母子健康手帳と予診票をご持参ください。区HPなどでも各予防接種の時期などを掲載しています。

### 日本脳炎

標準的な接種スケジュールは、3歳のときに1期初回(2回分)、そのおおむね1年後(4歳)に1期追加(1回)、9歳のときに2期(1回)の合計4回です。

接種の勧奨を控えていた期間があり、予防接種の機会を逃していた方がいるため、下記のすべてに該当する方は特例で未接種分を受けることができます。

- 平成19年4月1日以前に生まれた
- 接種日時点で20歳未満
- 日本脳炎4回の接種を完了していない

※母子健康手帳で接種歴を確認し、未接種分がある方は、問い合わせ先までご連絡ください。また、予防接種を受ける際、13歳以上の方は保護者の同伴は不要です

### 麻しん風しん混合(MR)

1期(1歳～2歳になるまでの1年間)と2期(小学校就学前年の4月～翌年3月の1年間)で2回接種します。2歳を過ぎてから小学4年生の年度末までは、任意接種期間(無料)を設けています。事情により法定接種期間内に接種できなかった方はご連絡ください。

## 骨髄移植等医療行為により接種済みの定期予防接種の効果が期待できない方へ再接種(任意接種)の費用を助成

令和4年度から、再接種(任意接種)を受けた方の費用を助成しています。

☑️下記のすべてに該当する方、またはその保護者

- 再接種日時点で20歳未満
- 骨髄移植等医療行為により接種済みの定期予防接種の効果が期待できず、再接種が必要であると医師が認めた
- 再接種前に区に事前に申請し、承認を受けている
- 国内の医療機関で再接種を受ける

※申請方法など詳細は区HPをご覧ください

MRワクチンの任意接種と再接種は予防接種法に基づく接種ではないため、万一健康被害が発生した場合は、同法ではなく独立行政法人医薬品医療機器総合機構法による「医薬品副作用被害救済制度」の対象となります。

区保健所保健予防課ワクチン管理係

☎03-3647-8638

📠03-3647-8647

## 令和8年度受診分の申請受付開始

### 国民健康保険 人間ドック受診費の一部を助成

江東区の実施する健康診査の代わりに人間ドックを受診した場合、受診費用の一部を助成します。

☑️40～74歳の江東区国民健康保険被保険者

#### 【助成額】

令和8年4月～令和9年3月に受診した人間ドック受診費用のうち、上限8,000円

※受診日の属する年度で1回の助成

#### 【助成要件】

- 受診する年度において、年度末の年齢が40歳以上かつ、人間ドック受診日時点で74歳以下
- 受診した年度内に特定健康診査を受診しない(していない)
- 申請日までに、納期の到来している保険料を完納している
- 指定する検査項目の結果の提出がある
- 受診結果を各種保健指導に使用することについて同意する。併せて、特定保健指導の対象になった場合、指導を受けることに同意する

#### 【申請方法】

区HPなどで助成要件を確認のうえ、区HP・医療保険課(区役所2階6番)にある申請書に必要事項を記入し、受診結果(質問票含む)、領収書、本人確認書類(郵送の場合はこれら3種のコピー)、振込先口座情報の確認資料(通帳のコピーなど)を添えて〒135-8383区役所医療保険課医療保健係へ簡易書留で郵送または窓口で

※4月から押印欄の廃止など申請書の様式を変更していますので、最新の様式を入手してください

※出張所、水曜夜間・日曜窓口での受け付けは行っていません

※4月からオンライン申請も利用できます

【申請期限】令和9年4月30日(金)(必着)



▲国民健康保険の人間ドック助成(区HP)

## 令和7年度受診分の申請受付終了間近 4月30日(木)(必着)

令和7年度受診分の申請期限が間近です。未申請の方は、4月中に申請してください。

【申請期限】4月30日(木)(必着)

※受診結果が5月に届くなど、必要書類が提出期限までに間に合わない場合は事前にお問い合わせください

区医療保険課医療保健係 ☎03-3647-8516 📠03-3647-8443

## 国民健康保険の届け出

### 就職・退職したときは忘れずに

就職や扶養認定で職場の健康保険(健康保険組合や協会けんぽなど)に加入したときは、国民健康保険をやめる届け出が必要です。勤め先の会社が届け出を代行することはありませんのでご注意ください。

職場の健康保険や後期高齢者医療制度に加入していない方は、国民健康保険に加入する必要があります。次に該当する方は加入対象となります。

- 事業所を退職した後、他の健康保険に加入していない
- 他の健康保険の被扶養者となっていないパートタイマー・アルバイトの方で、その会社の健康保険に加入していない
- 個人経営の事業主とそこにお勤めの方で、他の健康保険に加入していない

加入対象の方は14日以内に届け出をしてください。加入の届け出が遅れると、期間をさかのぼって保険料を支払うこととなります。また、やめる届け出が遅れ、国民健康保険の資格がなくなったのに国民健康保険の資格で医療機関などを受診してしまうと、医療費を後で返還することとなります。

マイナンバーを利用したマイナポータルの「ぴったりサービス」を通じて、国民健康保険加入・脱退等の手続きができます。電子申請ができない場合は区窓口や郵送での手続きもできます。詳細は区HPをご覧ください。

区医療保険課資格賦課係

☎03-3647-3167

📠03-3647-8443

【ぴったりサービス(電子申請)はこちら】



▲国民健康保険電子申請(区HP)

## LGBT等相談

性的指向やジェンダーアイデンティティに関する悩みや不安などご相談ください。LGBT等の方だけでなく、家族や職場、支援者の方も相談できます  
電話相談(予約不要) 毎月第3木曜 17:00～20:00 ☎03-3647-1171 面接相談(来所またはオンライン・要予約) 毎月第2火曜 17:00～20:00

